

国住参建第 2270 号
国住生第 197 号
令和 5 年 10 月 11 日

各都道府県住宅・建築主務部局長 殿
各指定都市住宅・建築主務部局長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）
住 宅 生 産 課 長
（公印省略）

建築物のエネルギー消費性能の算定に係る運用について（技術的助言）

令和 4 年 12 月 7 日に公布された建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和 4 年経済産業省・国土交通省令第 3 号。以下「改正基準省令」という。）により、令和 6 年 4 月 1 日から大規模な非住宅建築物に係る建築物エネルギー消費性能基準が引き上げられることとなっている。また、令和 4 年 6 月 17 日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）により、同法の公布の日から 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から、原則全ての新築住宅・非住宅建築物に建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられることとなっている。

については、改正基準省令及び改正法の施行に先立ち、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）の運用及びその他所要の措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺漏なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内の所管行政庁に対してもこの旨周知方お願いする。

なお、各登録建築物エネルギー消費性能判定機関の長に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

第 1 エネルギー消費性能に係る計算支援プログラム（住宅版）について

エネルギー消費性能に係る計算支援プログラム（住宅版）（以下「住宅版プログラム」という。）については、令和 5 年 10 月 2 日から Ver3.5.0 に更新され、住宅部分の建築物エネルギー消費性能基準又は建築物エネルギー消費性能誘導基準への適合性の評価において、以下の①及び②の評価方法（以下「仕様・計算併用法」という。）によることを可能とした。

- ①当該住宅部分の外皮性能を、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号。以下「仕様基準」という。）又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和 4 年国土交通省告示第 1106 号。以下「誘導仕様基準」という。）により評価し、当該住宅部分の一次エネルギー消費量を、住宅版プログラムを用いて算定（基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ（1）又は第 10 条第 2 号ロ（1）の基準により評価）すること
- ②住宅部分の外皮性能を基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ（1）又は同省令第 10 条第 2 号イ（1）の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準又は誘導仕様基準により評価すること

また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づく販売又は賃貸を行う建築物に係る表示制度、届出制度等のほか、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）に基づく住宅性能表示制度、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）に基づく長期優良住宅の認定制度及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）に基づく低炭素建築物の認定制度においても、仕様・計算併用法による評価が可能である。

第 2 エネルギー消費性能に係る計算支援プログラム（非住宅版）について

エネルギー消費性能に係る計算支援プログラム（非住宅版）については、令和 5 年 10 月 2 日から Ver3.5.0 に更新され、従来、標準入力法でのみ評価が可能であった項目の一部を、モデル建物法においても評価可能とした。

なお、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更該当する変更については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について（技術的助言）（平成 29 年 3 月 15 日国住建環第 215 号、国住指第 4190 号。以下「H29 助言」という。）2.（1）④及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）（令和 3 年 1 月 29 日国住建環第 24 号）第 5 において示しているところ、今般モデル建物法に追加された入力項目に係る変更についても、これらの技術的助言に従い取り扱うこととする。

第 3 非住宅建築物における一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分について

非住宅建築物における一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分については、H29 助言 2.（1）②において示しているところである。

今般、昇降機及び病院等の特殊な室の実態を踏まえ、一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分について、H29 助言で示したものに加え、今後は以下のとおり運用することとする。

（1）算定対象としない建築物の部分に附属して設置される昇降機について

非住宅建築物の新築、増築又は改築時に昇降機が設置される場合であって、当該昇降機が一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分に附属し、当該建築物の部分と一体

不可分で利用される場合には、当該昇降機も含めて一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分と取り扱って差し支えない。

(2) 算定対象としない病院等の室について

病院等における次の①又は②に該当する室については、室の利用実態等を踏まえ、H29 助言 2. (1) ②の「4) 大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室」と取り扱って差し支えない。

- ①労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 21 条第 6 号又は第 7 号に掲げる作業室（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。）その他これらに類する室
- ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 1 項に規定する感染症に対応するための診察室、検査室、隔離室、病室、無菌室その他これらに類する室